

施設基準（令和7年5月1日現在）

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・急性期一般入院料1（評価方法Ⅱ）
- ・急性期充実体制加算1
- ・臨床研修病院入院診療加算（基幹型）
- ・救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・妊産婦緊急搬送入院加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算1（75対1）
- ・急性期看護補助体制加算25対1（看護補助者5割未満）
- ・急性期看護補助体制加算 夜間100対1
- ・看護補助体制充実加算1
- ・看護職員夜間配置加算 12対1配置加算2
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・無菌治療室管理加算2
- ・医療安全対策加算1
- ・医療安全対策地域連携加算 1
- ・感染対策向上加算1
- ・指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・データ提出加算 2
- ・入退院支援加算1・3
- ・地域連携診療計画加算
- ・入院時支援加算
- ・医療的ケア児（者）入院前支援加算
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算（週1回）
- ・地域医療体制確保加算
- ・救命救急入院料1
- ・特定集中治療室管理料3
- ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- ・総合周産期特定集中治療室管理料
- ・新生児治療回復室入院
- ・小児入院医療管理料1
- ・小児入院医療管理料 1 の注 2 に規定する加算（保育士1名の場合）
- ・小児入院医療管理料 1 の注 2 に規定する加算（保育士 2 名以上の場合）
- ・養育支援体制加算
- ・看護職員処遇改善評価料68
- ・心臓ペースメーカー指導管理料 注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・高度難聴指導管理料
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・がん患者指導管理料ニ
- ・移植後患者指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・地域連携小児夜間・休日診療料2
- ・院内トリアージ実施料
- ・外来リハビリテーション診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料 加算1
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・がん治療連携計画策定料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅患者訪問看護・指導料（1日につき）
- ・持続血糖測定器加算 1 間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合
- ・持続血糖測定器加算 2 間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合

- ・ 遺伝学的検査
- ・ B R C A 1／2 遺伝子検査 血液を検体とするもの
- ・ B R C A 1／2 遺伝子検査 腫瘍細胞を検体とするもの
- ・ 特殊分析 8 先天性代謝異常症検査
- ・ 抗 H L A 抗体（スクリーニング検査）及び抗 H L A 抗体（抗体特異性同定検査）
- ・ H P V 核酸同定検査
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 核酸検出を含まないもの）
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 植込型心電図検査
- ・ 胎児心エコー法
- ・ 皮下連続式グルコース測定
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 長期継続頭蓋内脳波検査
- ・ 神経学的検査
- ・ ロービジョン検査判断料
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ センチネルリンパ節生検（乳がんに係るものに限る。）
- ・ 画像診断管理加算1
- ・ C T 撮影及び M R I 撮影
- ・ 冠動脈 C T 撮影加算
- ・ 大腸 C T 撮影加算
- ・ 心臓 M R I 撮影加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 硬膜外自家血注入
- ・ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
- ・ 導入期加算1
- ・ 透析液水質確保加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 慢性維持透析濾過加算

- ・移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・ストーマ合併症加算
- ・一酸化窒素吸入療法
- ・酸素及び窒素の購入価格に関する事項
- ・医科点数表第2章第10部手術通則5及び6 ※他項目届出により届出不要
- ・組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・脳刺激装置埋込術(頭蓋内電極植込術を含む)又は脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術
- ・緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・ペースメーカー移植術
- ・ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカー）
- ・ペースメーカー交換術
- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペースシング 機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペースシング 機能付き植込型除細動器交換術
- ・大動脈バルーンポンピング法(I A B P 法)
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・経皮的大動脈遮断術
- ・ダメージコントロール手術
- ・腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- ・腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 同種死体腎移植術
- ・ 生体腎移植術
- ・ 膀胱水压拡張術
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)
- ・ 埋没陰茎手術
- ・ 陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 体外式膜型人工肺管理料
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下評価加算
- ・ 麻酔管理料(Ⅰ)
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 病理診断管理加算1
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料82
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算2（地域歯科診療支援病院）
- ・ 歯科外来診療感染対策加算3（地域歯科診療支援病院）
- ・ 歯科治療総合医療管理料
- ・ 精密触覚機能検査
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ・ 口腔粘膜処置
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ レーザー機器加算
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ C A D／C A M冠
- ・ 口腔病理診断管理加算1
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）
- ・ 特別の療養環境の提供
- ・ 病床数200床以上の病院について受けた初診

・ 入院期間が180日を超えた日以後の入院